

# 放課後児童クラブの基準等について

## 基準の範囲・方向性について

### 【前回提示した論点・検討の視点】

- 以下の内容等を踏まえ、検討する。
  - ・ 「子ども・子育て新システム基本制度」で例示された内容（「施設、開所日数、開所時間など」）
  - ・ 放課後児童クラブガイドラインで示している内容（例えば、関係機関・地域との連携についての事項、安全対策についての事項等）
  - ・ 他の制度で定められている基準の内容（例えば、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」等）
- 省令基準として全て定めるのではなく、通知、ガイドライン等で定めるべきものもあるのではないか。

### 議論を踏まえた方向性

- 「子ども・子育て新システム基本制度」で例示された内容、放課後児童クラブガイドラインで示している内容、他の制度で定められている基準の内容等を踏まえ検討することについて、特段の反対意見はなかった。
  - 省令基準として全て定めるのではなく、通知、ガイドライン等で定めるべきものもあるという点についても、特段の反対意見はなかった。
  - 守秘義務や苦情解決などについて含めるべきとの意見があった。
- ⇒ これらの内容を踏まえ、検討する。
- ⇒ 省令として定めるもの、ガイドライン等で定めるものがあることを念頭に検討する。
- ⇒ その他の基準で検討

### <前回までの委員の主な意見>

- ・ 基準策定の際に運営ができなくなるクラブがないよう、激変緩和策や経過措置を設けることが必要ではないか。
- ・ 基準の水準をどこに置か検討する際、時代の要請に沿った優先順位を付けていくことが必要ではないか。
- ・ 放課後児童クラブがどのように充実されていくかについては、長期的・短期的両方のプランを作りながら、今ほどの時点だということを確認して基準を作る必要があるのではないか。
- ・ 基準を守っていくための保証が必要ではないか。
- ・ 現在保育所に通っている子どもたちが数年後に放課後児童クラブに来ることを考えて準備することが必要ではないか。
- ・ 異年齢交流が進むため、居場所としての環境、サービスの質の向上ということも検討していく必要があるのではないか。
- ・ 親の就労が非常に変則的になっていること、一人っ子が多くなってきたこと等から、子どもたち自身の心理的・生理的条件がかつてとは変わっていることを踏まえて省令をつくるべきではないか。
- ・ 守秘義務や苦情解決などについても含めるべきではないか。

## 従事する者（職員の資格）【従うべき基準】

### 【前回提示した論点・検討の視点】

- 職員の資格について、どのように考えるか。また、業務に従事する職員の全員に資格を求めるか。
- 職員の質を向上させるための研修について、どのように考えるか。

### 議論を踏まえた方向性

- 職員の資格について、「児童の遊びを指導する者」の資格を基本とすることに特段の反対意見はなかった。
- 業務に従事する職員の全員に資格を求めるかについては、全員に資格を求めることは避けるべきとの意見が多数あった。
- 現に業務に従事している無資格者については、経過措置も併せて検討すべきとの意見が複数あったが、経過措置には慎重な意見もあった。  
また、一定の研修を受講した者を有資格者としてはどうか、といった意見も複数あった。
- 無資格者を救う研修を設けるべきとの意見のほか、現任研修を充実させるべきとの意見もあった。

⇒ 職員の資格は、「児童の遊びを指導する者」を基本とすることとしてはどうか。  
⇒ 全員には資格を求めない方向で検討してはどうか。  
⇒ 現に業務に従事している無資格者については、何らかの措置を設けることとしてはどうか。

⇒ 有資格者とするための研修と、職員の質を向上させるための研修と、それぞれ検討してはどうか。

### 更なる論点・検討の視点

- 経過措置についてどのように考えるか。
- 職員の資格について、研修（有資格者とするための研修）を受講すれば、
  - ① これから（施行後）採用される者を含め全員「有資格者」とするか、
  - ② 現に業務に従事する職員のみ「有資格者」とするか。
- 職員の質を向上させるための研修（現任研修）について、どのように考えるか。
- 有資格者の員数についてどのように考えるか。（→員数で議論）

2

### <前回までの委員の主な意見>

#### <資格について>

（「児童の遊びを指導する者」の資格を基本とすることに特段反対意見なし）

- ・ 児童福祉事業の中に放課後児童クラブが入るのか、また、大学のどの学科が含まれるのか。

#### <全員に資格が必要か>

- ・ 指導員全員に資格を求める、求めたいという県は20県中4県。ただし、経過措置は必要との意見があった。指導員全員に資格を求めないという県は20県中16県。また、有資格者の割合を一律に定めるのではなく、地域の実情に応じた柔軟な対応ができるように配慮してほしいという意見があった。
- ・ パートや短時間勤務の方まで全員に資格を求めると、事業が立ち行かなくなる可能性がある。
- ・ 有資格者でないからと一律に排除することは避けるべき。

#### <経過措置>

- ・ 資格が厳格化されると、無資格者が解雇を迫られる状況となってしまうため、どう対応するか、検討が必要ではないか。
- ・ 指導員の資格について、無資格者に対する経過措置や研修の受講によって担保することが必要ではないか。
- ・ 現に勤めている無資格者に対する経過措置について検討すべき。
- ・ 経過措置は慎重にすべき。
- ・ 短時間勤務の職員が多いか等によっても、経過措置の扱いは変わるのではないか。

#### <有資格者とするための研修>

- ・ 現に働く人については、一定の研修を受ければ有資格者とし、今後採用する職員については新たに定められた基準に沿って採用することも考えられる。
- ・ 研修制度を導入して、研修を受けた者に資格を与えるということも考えられる。

#### <職員の質を向上させるための研修>

- ・ 対象学年が拡大されると、指導員の専門性もより重要となってくるため、指導員の研修を行うことが必要ではないか。
- ・ 職員の資質・スキルの担保のためには、基礎から専門までの科目設定や履修状況の管理などしっかりした研修制度が必要ではないか。
- ・ 現任研修を充実させるべき。4号該当者には研修を義務付けるべき。
- ・ 研修制度を導入するなら、どういった体制で行うかが重要な問題。地方単独で研修を実施することが難しいところもある。

#### <その他>

- ・ 発達障害児の指導に非常に課題を感じているクラブが多い。
- ・ 常勤の指導員がより望ましいのではないか。

3

## 員数【従うべき基準】

### 【前回提示した論点・検討の視点】

- 児童数の規模に応じた職員の数について、どのように考えるか。
  - ・ 保育所では、例えば満4歳以上の幼児おおむね30人につき、保育士を1人以上配置することとされている。また、保育所1につき2人を下ることはできないとされている。
  - ・ 児童自立生活援助事業では、事業所における指導員は、入居者6人までは3人以上、入居者9人までは4人以上、入居者12人までは5人以上…とされている。
  - ・ 小規模住居型児童養育事業では、事業を行う住居ごとに、2人の養育者及び1人以上の補助者を置かなければならないとされている。

### 議論を踏まえた方向性

- 員数については、複数配置とすべきとの意見が多かった。
- 具体的な定め方としては、
  - ・ 児童●人までは職員●人、●人を超えたら●人
  - ・ 児童●人に対して有資格者の指導員が●人とした上で、児童の数が増えれば有資格者は●人増やす
  - ・ 最低人員を●人とするといった意見があった。

⇒ 職員配置は、複数配置を基本としてはどうか。

⇒ これらの意見を踏まえ、引き続き検討。

4

### 更なる論点・検討の視点

- 複数配置を基本とした上で、小規模のクラブも含め、全てのクラブについて複数配置とするか。仮に全てのクラブについて複数配置とした場合、現状1人の職員しか配置してクラブについて、どのように対応するか。
- 開所時間中常に複数配置とするか、児童のいる時間帯に複数配置とするか。
- 員数の定め方として、児童数の規模に応じ職員の員数を増加させるか、児童数の規模にかかわらず最低人員のみ定めるか。
- 有資格者の員数についてどのように考えるか。

### <前回までの委員の主な意見>

- ・ 一定の基準、例えば子どもたち●人までは職員●人、●人を超えたら●人というくらいの大きな枠組みが必要。
- ・ 基本は複数配置とすべき(子どもが1人、2人でも)。少なくとも子どもたちがいる間は複数とすべき。
- ・ 基本的には最小単位の員数を、●人に対して有資格者の指導員が●人必要であるとか、最小単位を決めた上で子どもの数が増えれば有資格者は●人増やさなければならない、などとしてはどうか。それ以外は、有資格者でなくても研修受講済みであれば人数に数えられる仕組みも考えられる。
- ・ 子どもがいる時は少なくとも指導員を最低2人以上配置すべき。
- ・ 細かく定めたい県はあまりなく、最低基準を設けるべきとする県が数県あった。最低人員は、児童の安全確保の面から2人とすべきという意見が多かった。
- ・ 複数配置とすべき。
- ・ 定員に応じて員数の設定を考えるべき。一定の目安が必要。
- ・ 要支援の事情等も考慮する必要もある。
- ・ 複数の職員が子どもたちが帰ってくる前からいるということの意味合いも大きい。
- ・ 複数配置、打ち合わせ時間は必要だが、児童数の規模に応じて職員を増加させる場合、コスト的な面で問題が出る可能性がある。最低人員のみとすべき。

5

## 施設・設備【参酌すべき基準】

### 【前回提示した論点・検討の視点】

#### 1. 専用室・専用スペース

- 専用室・専用スペースの設置について、どのように考えるか。
- 専用室・専用スペースの面積について、どのように考えるか。

#### 2. その他の設備（静養室・静養スペース等）

- 静養室・静養スペースの設置について、どのように考えるか。
- 専用室・専用スペース、静養室・静養スペース以外の設備について、どのように考えるか。

### 議論を踏まえた方向性

- 専用室・専用スペースを設けることについて、特段の反対意見はなかった。
- 専用室・専用スペースの面積については、児童1人当たり1.65㎡以上を維持すべきとの意見が複数ある一方、1.65㎡以上とすると実態として厳しいのではないかといった意見や、1.65㎡は非常に狭い最低の基準ではないかといった意見もあった。
- 静養室・静養スペースは必要という意見があった。

⇒ 専用室・専用スペースを設置することとしてはどうか。

⇒ これらの意見を踏まえ、「1.65㎡」の水準を中心に検討してはどうか。

⇒ 静養室・静養スペースを設置することを中心に検討してはどうか。

### 更なる論点・検討の視点

- 専用室又は専用スペースのいずれかを設けることとするか、専用室を設けることを求めるか。
- 専用室・専用スペースの面積について、どのように考えるか。

※ガイドラインでは、「児童1人あたりおおむね1.65㎡以上の面積を確保することが望ましい」としている。

- 静養室・静養スペースを設けることとするか。また、静養室を設けることを求めるか。

※ガイドラインでは、「静養スペースを確保すること」としている。

- 専用室・専用スペース、静養室・静養スペース以外の施設・設備について、基準に入れるべきものはあるか。

6

### <前回までの委員の主な意見>

#### <専用室・専用スペースの設置>

- ・ 都会では特に場所を探すのが困難。都会では土地も十分でないことを配慮して、面積要件の基準策定が必要ではないか。
- ・ 専用の部屋・専用スペースを設けるべき。

#### <専用室・専用スペースの面積>

- ・ 現行の1.65㎡は維持するべき。
- ・ 1.65㎡は非常に狭い最低基準。今後小学校6年生まで入ってくると考えると、狭いのではないか。
- ・ 登録児童数×1.65㎡という考え方は実態として合わないのではないか。
- ・ 1.65㎡の広さは必要と考えているが、実態として24%の施設ではこれ以下となっていることに留意すべき。
- ・ 「参酌すべき基準」であっても、国の基準と条例の基準を変える場合には説明責任が発生する。
- ・ 6年生まで無条件に受け入れることになると、1.65㎡を確保することは相当厳しくなる可能性がある。

#### <その他>

- ・ 対象年齢が拡大されるに伴い、高学年にふさわしい支援、施設環境の整備がこれまで以上に重要ではないか。
- ・ ガイドラインの項目を省令として位置づけるべき。
- ・ 静養室・静養スペースは必要ではないか。
- ・ 静養スペースについては、囲いがなくてかさ上げしてある畳が敷いてあるようなスペースで、指導員からは全ての部屋の中が見渡せる方が望ましいという声が多い。

## 開所日数【参酌すべき基準】

### 【前回提示した論点・検討の視点】

- 開所日数について、どのように考えるか。
  - ※ なお、平成25年度の場合、
    - ・ 土／日／祝日（年末年始等は除く）以外開所した場合：247日
    - ・ 日／祝日（年末年始等は除く）以外開所した場合：298日となる。

### 議論を踏まえた方向性

- 開所日数については、地域性・事情に鑑みて考えるべきとの意見があった。 ⇒ 具体的な日数を定めるかどうかも含め、引き続き検討。

### 更なる論点・検討の視点

- 開所日数について、具体的な日数を定めるかどうかも含め、どのように考えるか。

### <前回までの委員の主な意見>

- ・ 地域性、事情に鑑みて開所時間・開所日数の在り方を考えるべき。

8

## 開所時間【参酌すべき基準】

### 【前回提示した論点・検討の視点】

- 平日の開所時間について、どのように考えるか。
- 休日の開所時間について、どのように考えるか。

### 議論を踏まえた方向性

- 開所時間については、地域性・事情に鑑みて考えるべきとの意見があった。 ⇒ 具体的な時間数を定めるかどうかも含め、引き続き検討。
- また、子どもたちが来るよりも前の時間に開けておくことが必要ではないかとの意見や、子どもの健全育成上の観点・保護者からのニーズの観点の双方を持つ必要があるとの意見があった。 ⇒ これらの意見を踏まえ、引き続き検討。
- さらに、児童のいる時間の前後の時間帯に職員の勤務時間を保証することが必要との意見もあった。 ⇒ 基準として定める時間の考え方について検討する必要があるのではないかと。

### 更なる論点・検討の視点

- 開所時間（平日・休日）について、具体的な時間数を定めるかどうかも含め、どのように考えるか。
- クラブを開けている時間を基準とするか、児童のいる時間を基準とするか。

### <前回までの委員の主な意見>

- ・ 地域性、事情に鑑みて開所時間・開所日数の在り方を考えるべき。
- ・ 保護者からの連絡の対応等のため、子どもたちが来るよりも前の時間に開けておくことが必要ではないか。
- ・ 夜間にまたがって運営しているクラブについてどのように考えるか。
- ・ 開所時間については、子どもの健全育成上どうなのかという点と、保護者からのニーズという点と、そのせめぎ合いの中で検討する必要があるのではないかと。
- ・ 児童のいる時間帯の前後の時間帯に職員の勤務時間を保証することが必要。

9

## その他の基準【参酌すべき基準】

◎その他の基準について、どのようなものが考えられるか。

### (1) その他の基準の範囲について

#### 【現状】

- 放課後児童クラブガイドラインで示している内容、他の制度で定められている基準の内容については、次ページを参照。

#### 【論点・検討の視点】

- その他の基準として、どのようなものを定めるか。

#### <委員の主な意見>

- ・ 「安全対策・緊急時対応の強化」、「事業運営における権利擁護・法令遵守の徹底」、「放課後児童クラブに通う子どもへの育成・支援の内容の明確化」、「保護者からの相談の対応、家庭での養育に特別な支援を必要とする家庭の子どもへの対応」が、強化すべき課題ではないか。
- ・ 要支援度を考慮した入所選考基準の見直しや、利用実績の低い場合の退所の調整、入会ができなかった保護者への情報開示・公開といったことも視野に入れる必要があるのではないか。
- ・ 学校、保育所等との情報共有・連携が必要ではないか。また、行事参加などの施設外での関わりについてどのように目を向けていくか。
- ・ 高学年が遅くまで児童館やクラブで過ごす場合、児童単独での退室も考えられるため、安全面の観点から、保護者との連携の緊密化が不可欠ではないか。

10

### (2) 建築・消防関係(その他の基準に関連した論点)

#### 【現状】

- 放課後児童クラブを実施する建築物は、建築基準法や消防法などによる規制がかかっている(ガイドラインなどでこれらの法令の上乗せ基準を定めてはいない)。

#### <建築関係について>

- ・ 耐火基準については、建築基準法上、児童福祉施設は「特殊建築物」に該当し、3階以上の場合等は耐火建築物、2階であって一定規模以上の場合等は耐火建築物又は準耐火建築物であることが必要となっている。放課後児童クラブを実施する建築物が特殊建築物に該当するかどうかは、各特定行政庁の判断によるものとされている。  
※ 建築基準関係の実務は、特定行政庁(一定の市又は都道府県)が行っており、放課後児童健全育成事業の用途に供する建築物が特殊建築物に該当するかどうかについては、特定行政庁によるものとされている。
- ・ また、避難基準についても、特殊建築物かどうかや建築物の規模等によって異なっているが、例えば特殊建築物に該当する場合には、その階の放課後児童クラブの主たる用途に供する居室の床面積の合計が50㎡を超えるものについては、2つ以上の直通階段を設けなければならない。

#### <消防関係について>

- ・ 消防法上、建築物等の所有者、管理者等は、建築物の種類や規模、階、収容人員等に応じて消防用設備等の設置・維持管理義務や防火管理者の選任の義務がある。
- ・ 例えば、延べ面積300㎡で1階の放課後児童クラブで収容人員が50人以上の規模の放課後児童健全育成事業の用途に供する施設の場合、消火器、非常ベル、誘導標識等を設けること、防火管理者を選任することとされている。

#### 【論点・検討の視点】

- 放課後児童クラブに使用する建築物の耐火基準等について、様々な場所で実施されているという点も含め、どのように考えるか。

11

### (3) 規模について

#### 【現状】

- 放課後児童クラブガイドラインにおいて、具体的な数値基準を示しているのは、開所時間、施設・設備の基準を除くと、「規模」のみ。
- 放課後児童クラブガイドラインでは、「集団の規模については、おおむね40人程度までとすることが望ましい」、「1放課後児童クラブの規模については、最大70人までとすること」としている。

#### 【論点・検討の視点】

- 規模について、基準とすべきかどうかも含め、どのように考えるか。

◎放課後児童クラブガイドライン（児発第1019001号平成19年10月19日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）抄

#### 2. 規模

放課後児童クラブにおける集団の規模については、おおむね40人程度までとすることが望ましい。  
また、1放課後児童クラブの規模については、最大70人までとすること。

12

## その他の論点

◎放課後児童クラブの利用手続について、どのように考えるか。

#### 【現状】

- 現状、放課後児童クラブの利用手続（利用申込、利用決定、あっせん、調整等）に関しては、情報提供や相談・助言、あっせん・調整等に関し児童福祉法第21条の11に規定があるのみで、具体的な方法等について国から示しているものはない。  
※ ガイドラインでは、利用者への情報提供等の内容については示しているものの、具体的な利用手続が定められているものではない。
- 「子ども・子育て新システムに関する基本制度」では、「利用手続は市町村が定める。ただし、確実な利用を確保するため、市町村は、利用状況を随時把握し（事業者は市町村に状況報告）利用についてのあっせん、調整を行う」こととされた。
- これを受け、児童福祉法の改正により、市町村は、放課後児童クラブに関し必要な情報の収集を行うこととされ、放課後児童クラブは、この情報の収集についてできる限り協力しなければならないこととされた（改正前は、情報提供のみ。なお、あっせん・調整等については、改正前後ともにできる限り協力することとされている。）。  
※ なお、あっせん・調整等については、児童福祉法第21条の11第3項により、市町村以外の者に委託することができることとされている。

#### 【論点・検討の視点】

- 放課後児童クラブの利用手続について、利用申込、利用決定等を含め、市町村がどの程度関与すべきと考えるか。特に、民営の放課後児童クラブへの市町村の関与について、どのように考えるか。
- 「子ども・子育て新システムに関する基本制度」で示されている内容を踏まえ、
  - ・ 利用状況の把握について、どのように行っていくか。
  - ・ 利用についてのあっせん・調整について、どのような場合に市町村があっせん・調整を行うこととするか。

#### <委員の主な意見>

- ・ 要支援度を考慮した入所選考基準の見直しや、利用実績の低い場合の退所の調整、入会ができなかった保護者への情報開示・公開といったことも視野に入れる必要があるのではないか。（再掲）

13

◎児童福祉法の改正により、これまで「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童」とされていた対象児童が、「小学校に就学している児童」とされたが、事業の運用に当たり配慮すべき点について、どのように考えるか。

【現状】

- 児童福祉法の改正により、これまで「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童」とされていた放課後児童クラブの対象児童が、「小学校に就学している児童」とされた。
- 現状、学年が上がるほど放課後児童クラブの利用の減少傾向がある。また、学年が上がるにつれて、習い事等に通う割合が高くなっていく。

【論点・検討の視点】

- 対象年齢の明確化に伴い、職員の資格・員数、施設・設備等の基準に関し配慮すべき点はあるか。
- その他対象年齢の明確化に当たり配慮すべき点として、どのようなものが考えられるか。

<委員の主な意見>

- ・ 対象学年が拡大されると、指導員の専門性もより重要となってくるため、指導員の研修を行うことが必要ではないか。(再掲)
- ・ 対象年齢が拡大されることに伴い、高学年にふさわしい支援、施設環境の整備がこれまで以上に重要ではないか。(再掲)
- ・ 異年齢交流が進むため、居場所としての環境、サービスの質の向上ということも検討していく必要があるのではないか。(再掲)
- ・ 高学年が遅くまで児童館やクラブで過ごす場合、児童単独での退室も考えられるため、安全面の観点から、保護者との連携の緊密化が不可欠ではないか。(再掲)

◎放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携した取組の実施に当たり配慮すべき点について、どのように考えるか。

※ 放課後子ども教室とは、すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの居場所を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進するもの

【現状】

- 放課後児童クラブ以外にも、放課後子ども教室や児童館など、放課後の子どもの居場所を確保するための事業等が行われている。
- 厚生労働省では、文部科学省と連携して、放課後子ども教室と放課後児童クラブを一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策(放課後子どもプラン)を推進しているところ。

【論点・検討の視点】

- 放課後子ども教室と一体的に事業を実施している場合において、職員の資格・員数、施設・設備等の基準に関し配慮すべき点はあるか。
- その他放課後子ども教室の連携した取組の実施に当たり配慮すべき点として、どのようなものが考えられるか。



◎児童館における放課後児童クラブの実施に当たり配慮すべき点について、どのように考えるか。

【現状】

- 放課後児童クラブ以外にも、放課後子ども教室や児童館など、放課後の子どもの居場所を確保するための事業等が行われている。
- 児童館は、児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の一つで、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設である。
- 児童館で実施している放課後児童クラブは、約13%(2,745か所)となっており、学校の余裕教室、学校敷地内の専用施設で実施しているものに次いで多くなっている。
- なお、児童館ガイドラインで、児童館で放課後児童クラブを実施する場合の留意点を示している。

【論点・検討の視点】

- 児童館で放課後児童クラブを実施する場合、放課後児童クラブを利用する児童と放課後児童クラブを利用しない児童が同じ部屋で過ごすケースも想定されるが、職員の資格・員数、施設・設備等の基準に関し配慮すべき点はあるか。
- その他児童館における放課後児童クラブの実施に当たり配慮すべき点として、どのようなものが考えられるか。

<委員の主な意見>

- ・ 児童館とクラブで合同で研修を実施するなどして、職員の資質の向上を図ることが必要ではないか。

◎児童館ガイドライン(雇児発0331第9号平成23年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)抄

3 児童館の活動内容

(7) 放課後児童クラブの実施

- ① 児童館で放課後児童クラブを実施する場合には、放課後児童クラブガイドラインに基づいて行うよう努め、児童館の持つ機能を生かし、以下のことに留意すること。
  - ア 児童館に来館する子どもと放課後児童クラブに在籍する子どもが交流できるよう遊びや活動に配慮すること。
  - イ 放課後児童クラブの活動は、児童館内に限定することなく近隣の環境を活用すること。
- ② 児童館と近隣の放課後児童クラブとの関係  
児童館での活動に、近隣の放課後児童クラブの子どもが参加できるように連携したり、共同で行事を行うなど配慮すること。

16

◎その他の事項について、どのようなものが考えられるか。

(1) 公費の提供を受けていない企業等が実施する「学童保育」について

【現状】

- 放課後児童クラブの実施に当たり、主体制限は設けていない。(株式会社、NPO等も可。)
- 現行では社会福祉法に基づく届出により、新制度施行後は児童福祉法に基づく届出により、「保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業」(放課後児童クラブ)を行うことができることとしている。
- 新制度施行後は、企業等であるか否かにかかわらず、放課後児童クラブを行う者は、市町村が定める基準を遵守する必要がある。  
※国庫補助基準では、「その目的を異にするスポーツクラブや塾等、その他公共性に欠けるものについては対象としない。」こととしている。
- 企業等が実施する学童保育の取組状況については、29ページを参照。

【論点・検討の視点】

- 公費の提供を受けている企業等が実施する、児童に「適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業」を超えるサービスの取扱について、どのように考えるか。  
※ 企業等が実施している例では、利用者が選択できるもの・選択できないもの(基本サービスの中に上記サービスが組み込まれている)がある。
- 公費の提供を受けていない企業等が実施する「学童保育」について、どのように考えるか。
- 夜間にまたがって実施しているクラブについて、どのように考えるか。

17

◎子ども・子育て3法による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）抄

第6条の3（略）

2 この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

◎放課後児童クラブガイドライン（雇児発第1019001号平成19年10月19日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）抄

6. 放課後児童指導員の役割

(2) 放課後児童指導員は、次に掲げる活動を行うこと。

- ①子どもの健康管理、出欠確認をはじめとした安全の確保、情緒の安定を図ること。
- ②遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと。
- ③子どもが宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行うこと。
- ④基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせること。
- ⑤活動状況について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行うこと。
- ⑥児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応すること。
- ⑦その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動を行うこと。

(2) その他について

- その他検討すべき事項として考えられるものはあるか。